

## 柏市債券運用基準

### 1 主旨

柏市公金管理運用基準に基づき、柏市における債券運用に際しての基準を定める。

### 2 基本方針

債券の選択については、安全性を最優先とし、流動性や利回りを十分考慮することとする。

### 3 運用資金

柏市の一般・特別会計に係る歳計現金、歳入歳出外現金及び基金を運用資金とする。

資金の種類、金額及び運用期間等、基本的な事項については、事前に関係部署と協議し財政課長が市長の決裁を得るものとする。

### 4 運用商品

運用可能な債券は、元本償還及び利払いが確実な国債、政府保証債、地方債とする。

### 5 運用の考え方

(1) 運用期間は、利回りや資金確保を鑑み10年を基本とし、償還期限まで保有することを原則とする。

(2) 金利変動の影響を避け長期安定的な運用を行うため、緩やかなラダー型ポートフォリオの構築を目指す。

ただし、年度ごとの運用額は基金の所管部署と協議のうえ決定し、金利状況や資金確保の必要性等を考慮して柔軟に運用を行う。

### 6 取引先の決定

債券運用は競争入札方式を原則とし、あらかじめ金額、期間その他商品の条件について会計管理者の了承を得た上で買付引合書を入札先に提示し、条件に見合う応札があった場合は、会計課長の判断で行うことができる。

入札先については、原則として市内に本支店を置く金融機関又は証券会社の中から選定する。

会計管理者は、運用条件の決定次第、速やかに市長へ報告を行うものとする。

なお、新発債等のように価格競争の余地がない場合で、確実に運用商品を確保でき、手続き等についても優位性がある場合に限って、事前に関係部署と協議し入札先を決定できるものとする。

## 7 債券の保管

運用債券は、安全に保管するため、本券（現物）の直接保有をせず、振替決済制度、保護預け制度もしくは登録債制度を活用することを原則とする。

なお、やむを得ず債券を直接保有する場合は、貸金庫又は庁舎内金庫に保管し、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 現物を郵送で授受する場合は、開封時に立会人を置くこと
- (2) 保管場所は一定とすること
- (3) 入出庫の記録をすること
- (4) 現物の出納は2名以上で行うこと
- (5) 利札現物についても、債券同様の管理をすること

## 8 台帳整備

債券運用については、下記の内容を含む台帳を債券ごとに整備する。

- (1) 債券の名称
- (2) 保管場所
- (3) 運用開始日及び運用額（単価・総計）
- (4) 運用した資金の名称
- (5) 当初予定運用期間
- (6) 満期日または売却日
- (7) 償還価格または売却価格（単価・総計）
- (8) 残高（数量・単価・金額）
- (9) 受取利息
- (10) 債券売却損益
- (11) 手数料等

## 9 その他

この基準は、金融状況や社会経済状況の実情に即するよう、適宜見直しを図っていくものとする。

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年9月1日から施行する。